

## 北谷津清掃工場が稼働開始

新港清掃工場がリニューアルに向けて閉鎖し、4月1日(水)から新たに北谷津清掃工場が稼働開始します(GO!GO!へらそうくん(2面))。新港清掃工場でのごみの自己搬入は3月23日(月)までです。

### 可燃ごみ・布団類・カーペット・畳・マットレスの自己搬入

**受付時間** 4月1日(水)以降の平日13:00~16:00

\*布団類・カーペット・畳・マットレス(コイルスプリングまたはポケットコイル入りのものは不可)は1日10枚まで。

### 可燃ごみの収集

これまで通り収集日の早朝から8:00までに出してください。収集日に変更はありませんが、地域によりごみ収集車の到着時間が変わる場合があります。



☎収集業務課 ☎245-5246 FAX245-5477

## 子猫のお見合い会

動物保護指導センターで保護している育成中の子猫と、家庭に迎え入れたい方とのお見合いを実施します。詳しくは、[千葉市 育成中の子猫](#)

**日程** 3月17日(火)

\*お見合い時間は1組30分。時間は申し込み後に決定。

**会場** 動物保護指導センター

**備考** 譲渡には条件あり。詳しくはお問い合わせください。

**申込方法** 3月6日(金)~12日(木)に、ホームページで希望の子猫を確認の上、電話で動物保護指導センターへ。

### その他の犬や猫

随時、譲渡の相談・見学ができますが、見学の際はホームページで譲渡可能な犬や猫を確認の上、必ず予約をお願いします。

☎動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818

3月1日~7日

## 春の火災予防運動

3月1日~7日は春の火災予防運動の期間です。これからの時季は空気が乾燥し、火災が起こりやすくなっています。

火の取り扱いには十分注意して、大切な生命や財産を一瞬で奪ってしまう火災を予防しましょう。

### 2025年の市内の火災発生状況(概数値)

298件の火災が発生し、9人の方が亡くなりました。そのうち、住宅火災が85件に及んでいます。出火原因の上位は、1位放火(疑い含む)、2位配線関係、3位たばこです。

放火を防ぐため、家の周りに燃えやすいものを置かない、物置や車庫に鍵をかける、ごみは指定された日に出すことなどを心がけましょう。

### 感震ブレーカーを設置していますか?

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発しました。震災時の電気が原因となる火災対策に効果的とされるのが感震ブレーカーです。

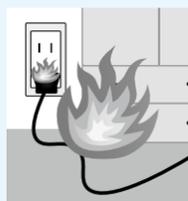
感震ブレーカーは、地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める機器です。地震を感知してから電気を止めるまでに数分間の猶予を持たせるタイプや、特定のコンセントの電気を遮断させるコンセントタイプなどもあり、ご家庭の状況によって使い分けることが可能です。

詳しくは、[千葉市 感震ブレーカー](#)

☎消防局予防課 ☎202-1613 FAX202-1669



電気器具の  
転倒による火災



通電火災

### 住宅防火 いのちを守る10のポイント

- 寝たばこは絶対にしない・させない
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- コンロを使うときは、火のそばを離れない
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
- ストープやコンロなどは、安全装置の付いた機器を使用する
- 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 部屋を整理整頓し、寝具・衣類およびカーテンは防災品を使用する
- 消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 防火防災訓練など、地域ぐるみの防火対策に参加する



## オートバイと軽自動車の廃車・名義変更など

軽自動車税は、毎年4月1日現在で対象の車両を所有している方に課税されます。廃車や譲渡などを理由にすでに所有していない場合でも、手続きをしないと翌年度以降も課税されますので、必ず3月中に廃車または名義変更などの手続きを行ってください。

2026年度納税通知書は、5月8日(金)に発送予定です。

### ①原動機付自転車(総排気量125cc以下または定格出力1.0kw以下)、小型特殊自動車

**必要書類** 廃車・転出=標識交付証明書、ナンバープレート、届出者の本人確認書類\*  
名義変更=標識交付証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類\*(ナンバープレートが区名の方は、市名に交換しますので持参してください)  
\*運転免許証など

**申請先** 市税事務所市民税課、市税出張所

### ②二輪の軽自動車(総排気量125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(総排気量250cc超)

### ③軽自動車(三輪・四輪)

**必要書類** 手続きごとに必要書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

**申請先** ②=関東運輸局千葉運輸支局、③=軽自動車検査協会千葉事務所

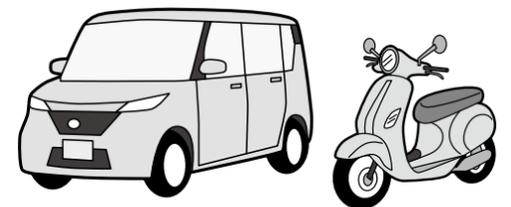
**注意事項** 農作業用トラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車を所有している場合は、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税が課税されます。

詳しくは、[千葉市 軽自動車税](#)

☎①市税事務所・東部(中央・若葉・緑区) ☎233-8137 FAX233-8354、西部(花見川・稲毛・美浜区) ☎270-3137 FAX270-3227

☎②関東運輸局千葉運輸支局テレホンサービス ☎050-5540-2022 FAX247-5229

☎③軽自動車検査協会千葉事務所コールセンター ☎050-3816-3114 FAX203-1786



### 軽自動車税の減免制度

次に該当する場合は、減免の対象になりますので、6月1日(月)までに市税事務所市民税課または市税出張所で手続きしてください。

なお、減免を継続して受ける場合も毎年手続きが必要です。

- 4月1日(水)以降に災害により損傷した車両
- 生活保護を受けている方が所有し、自ら使用する車両
- 身体障害者などで一定の要件を満たす場合
- 身体障害者などのために改造されている車両など